

平成30年(行ウ)第4号 公園事業内容変更認可処分取消請求事件

原 告 ブルデシルヴェストル恵

被 告 沖 縄 県

準備書面(4)

令和元年5月28日

那覇地方裁判所民事第1部合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士 喜 多 自 然
同 下 地 聰 子



第1 原告適格について

1 原告適格については、これまで原告準備書面(2)(3)で景観利益について主張したところである。とりわけ原告らの景観利益の侵害の態様や程度が社会的相当性を欠くことについては、原告準備書面(3)3頁以下で主張した。社会的相当性を欠くかどうかについては、最高裁平成18年判例においては総合判断をすべきものとされているところ、具体的には、①眺望の侵害の程度が甚だしいこと(同第2項(1))、②本事業が景観条例や景観計画が定める配慮基準に反するものであること(同第2項(2))、③最も影響を受ける希望が丘地区の自治会への説明や協議を経ていないこと(同第2項(3))を主張したところである。

2 このうち①眺望の侵害の程度が甚だしいこと(同第2項(1))については、

原告宅からの眺望に関する立証資料（甲38、39）を見れば、眺望の侵害の程度が甚だしいことは一見して明らかである。

侵害される眺望というのは、単に海が見えなくなるというだけではない。その巨大な建築物によって、海のみでなく、空、そして太陽（とくに夕日）も見えなくなるのである。

また、昔ながらの住宅街に不釣り合いな巨大な建物、そしてその外観も重要な要素である。宿泊施設といえば比較的小規模なペンションが建ち並ぶ程度であった希望が丘地区の目下に、沖縄県内でも最大級の高層かつ巨大なリゾートホテルが建設されるのである。最高裁平成18年判例においても、「当該景観の所在地の地域環境」を考慮することとされている。

3 さらに、上記に指摘した点に加え、④ホテル建設場所が沖縄海岸国定公園の第2種特別地域に指定されている場所であること、も重要である。この点は、景観利益の侵害の態様や程度が社会的相当性を欠くことをより一層裏付けるものである。自然公園法は、自然の風致や景観を保護する（第1条）目的で国立公園・国定公園制度を定めており、そこには、周辺地域からの景観の保護も当然に含まれている。沖縄海岸国定公園は、主に沖縄本島の西海岸の保護を目的とするものであり、そのような海岸とその自然環境や景観は、自然公園法の趣旨に鑑みれば、一企業のみが独占できるものではなく、とりわけ周辺住民の景観が十分に保護されなければならないのである。したがって、周辺住民による沖縄海岸国定公園への景観利益を侵害するという点において、本件が原告の景観利益を侵害するものであることはより一層明らかである。

第2 今後の進行について

本件は、景観利益が問題になっている案件であるところ、その判断には、今般提出した書証（映像を含む。乙38、39）のみで足りるものではなく、現地に赴いて五感の作用によって直接景観利益の侵害状況を検査することが必要である。したがって、本来は検証を行うことが望ましいが、少なくとも現地での進行

協議を実施することを強く要望する。

以 上